

2026.02.20 オピニオン

# 「統治の基本原則としての『信託』についての覚え書き— 信託と選挙—」

橋本基弘さん（中央大学法学部教授）

ポスト シェアする

## はじめに

今から数年前に、「信託行為としての日本国憲法」という小論を公にした※1。ただ、信託概念を用いて日本国憲法のさまざまな論点を考える試みは積み残していた。今回、升永英俊弁護士から、信託と選挙について何か書くよう求められたことをきっかけにして、この試みに着手しようと思う。

## 1. 日本国憲法前文の意味

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

日本国憲法が定める政治のしくみ（統治の構造）が「信託」によって支えられていることは、この一文から明らかである。しかし、これまでの日本国憲法の解釈、あるいは憲法学はこのことについてまともに考えてきたとはいえない※2。

日本国憲法前文のこの箇所がヴァージニア権利章典などの影響を受けていることはよく知られている※3。この源流は、遠くジョン・ロックにまで遡る。ジョン・ロックは、英国の信託法に着想を得ながら、「信託（trust）」から政治のありようを考えたのであった※4。

21世紀に入り、インターネットやソーシャルメディアが政治的決定に大きな影響を与えるようになった。また、グローバル経済がもたらした富の偏在が社会の分断を加速させ、政治社会のありように対して新しい問いかけがなされようとしている。その際、「信託」理論にあらためて注目が集まっているのは偶然ではない。敵対的な民主主義が投票過程を支配し、政治資金が政治的意思決定を左右する時代においては、改めて国民と代表の関係に真摯に向き合う必要があるだろう。

アメリカの憲法学においては、2020年前後から憲法理論としての「信託」が脚光を浴びている。独裁者と化したアメリカ大統領に対する歯止めを「信託」理論に求めようとする動きであるともいえる※5。信託法の母国であるイギリスでも、「信託関係（trusteeship）」を代表民主制のコアに据える議論が力を持ち始めている※6。

このような状況の中で、私たちは、日本国憲法が本来の前提とした「信託」から議論を進めるべきなのではなかろうか※7。もちろん、本格的な検討はこれからの課題である。この小論では「信託」を日本国憲法の統治における中心に据え、公務員選定罷免権を解釈するとどうなるのかを論じてみたい※8。

## 2. 信託と憲法

### (1) 信託と憲法

信託とは、「財産権を有する者（委託者）が自己または他人（受益者）の利益のために当該財産権を管理者（受託者）に管理させる制度である」※9。日本国憲法がいう「国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」は、日本国憲法が想定する政治原理が信託的構成によるものであること

を示している。

戦後の憲法学は、前文がいう「信託」を法的な関係と理解せず、「直ちにそこに英米法における『信託』の法理が用いられていると解することはできないであろう」※10して、その特段の法的な意味があるとは考えてこなかった。しかし、法的な文書である憲法前文に法的な意味がないとする解釈は妥当であったのだろうか。「信託」という言葉を真剣にとらえるべきであったのではなかったか※11。

「信託」は、医師と患者、弁護士と依頼者など、知識や経験に偏りがある関係であまねく認められる※12。ncipal-agentの関係において、信を託す者（委託者）と託される者（受託者）の関係を「信託」として構成して、委託者の利益を保護するしくみが「信託」である※13。このしくみでは、以下のような義務が受託者に発生する。

①委託者の指示に従う義務（the duty to follow instructions）、②善管注意義務（the duty of reasonable care）、③忠実義務（the duty of loyalty）、④公平義務（the duty of impartiality）、⑤説明責任（the duty to account）※14。

いずれも、受託者が知識や経験の偏在を利用して、自己利益を追求することを禁止する義務であるといえる。

## （2）自己利益の追求禁止と日本国憲法

### ①信託としての「全国民の代表」

日本国憲法に則して、これら義務について見てみよう。

憲法15条2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定め、43条「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定している。これら条文は、代表者（受託者）が委託者である国民の利益を実現する義務を負うこと、逆から言えば、代表者（受託者）による自己利益追求の禁止を定めている。

ところが、これまでの憲法学説は、15条2項や43条がもつ信託的な意味合いを正面から受け止めてきたとはいえない。たとえば、43条については、「政治的代表」や「社会学的代表」という、いわば努力義務的な概念を用いて、その法的な意味を否定してきたのである※15。しかし、この解釈は、国民と代表との間の結びつきを切断し、代表者に白紙委任を与えるかのような結論を導き出した。これは、皮肉なことに、「全国民の代表」概念から法的意味を消し去ることで、自由委任という法的結論を導き出す、アクロバットの解釈であった。

だが、憲法は法規範であるから、法的な意味をもたない条文など考えられない。「全国民の代表」に法的な意味はないとした解釈には、確たる根拠があったわけではない※16。個々の選挙区や有権者に利益を図るような活動は禁止される。少なくとも、代表の活動について、全国民の利益に背いていないとの説明責任は回避できない。

また、「信託」の考え方によるならば、国会議員は、個別利益を離れて全国民の利益を追求する義務を負う（deliberation）※17。熟議は全国民に対して負う責任である。同時に、議員の活動を全国民に説明する義務が生じる。

「信託」の観点からは、政治資金への規制も正当化される。政治資金が寄付者に対する利益を慮るものであれば、「全国民の代表」としての議員の地位に背くものとなる。政治資金と収賄の区別は難しい。

国会議員が全国民の代表として制定した法律は、内閣により誠実に執行されることになる（73条1号）。ここから委任立法の限界も導き出される。通常、法律による下位法規への委任は憲法41条（唯一の立法機関）の問題として議論されるが、実質的に立法を放棄するような委任は、立法府の義務を回避するものとみなされる。それは同時に、執行権による立法を容認することになる。「信託」から生じる「非委任原理（non delegation principle）」は※18、受託者に対する背信行為でもある※19。

### ②「信託」から見た選挙制度

国政の受託者である代表者は選挙で選ばれる。選挙は政策や人柄、受託者としての適格性を委託者である国民が評価する行為である。しかし、どのような公約を掲げ当選したとしても、代表者は受託者として委託者の有権者のために行動しなければならない。憲法15条2項と43条はこのことを表している。通説的な憲法解釈もこの理は認めている。

すなわち、これら条文を信託の観点から眺めてみると、15条1項は国民が受任者である代表者を選定する権利であって、2項は、受任された代表者が全体の奉仕者として任務を遂行する関係にあること、そして43条は受任者の法的な性格（全国民の代表）を定めている。

日本国憲法は、委任者は、選挙によって受任者を選任する方法を採用している。それゆえ、選挙は、信託行為と呼ぶに相応しい実質を備えたものでなくてはならない※20。

この点について、戦後憲法学をリードした佐藤功も、以下のとおり、憲法15条1項、2項が「信託」と密接に関わることを正面から認めていた。

「すなわち、第1条1項は特に『公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である』としているが、これは公務員を選定・罷免権が国民主権の原則から直接に導き出されるものであることを示している。国政は国民の信託であり、『その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使する』（前文）のであり、従って、国政のすべての権力は、国民の代表者によって行使されるのではあるが、それは本来国民に属する権力であり、従ってすべての公務員の地位の根拠は国民の意思に基づくものであり、公務員は国民の奉仕者として、国民に代わって国政を担うものにほかならない。第15条はこのような立場に立って、国民と公務員の関係についての原則を定めたものであるとすることができる。」※21

ただし、佐藤は、前文に掲げられている「信託」に特段の重きを置いた解釈に消極的であった。そのため、15条1項、2項における「信託」の理念が選挙権にかかわる立法裁量をコントロールする概念であるところまでは考えなかった。つまり、公務員選定罷免権を「信託」の考え方から理解しながら、「信託」が選挙区の設定などにかかわる立法裁量を統制する概念であるとは解釈しなかったのである。

しかし、前文の信託に日本国憲法全体を貫く統治の基本原則を読み取り、個々の条文の解釈指針を示したものと読む立場に立つならば、佐藤功の解釈を一步進め、選挙制度にかかわる立法裁量には「信託」から来る枠があると考えられる立場が導き出される。

また、受任者が信託に背く行動をした場合、任を解く権利も委託者国民に留保されている（公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である）。解任手続も受任者に有利なものではあってはならない。一人ひとりの有権者に、等しい影響力を行使できる罷免権が留保されている必要がある。このことから、信託のプロセス（信任と解任）において委託者の意思が「正当に」反映される手続が求められる。

繰り返しになるが、国民と代表者の関係は、信託の関係である。憲法は、代表者の選任方法として選挙を採用した。すなわち、44条は、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と定め、47条は「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」との定めをおいている。

憲法条文の位置からすると、44条において、立法権限の制約が先におかれ、これを踏まえて選挙区などの具体的項目が立法事項とされている。この関係は重要である。憲法は国会に白紙委任を与えているわけではない。立法裁量先にありきという解釈は、日本国憲法における「信託」の原理を軽視し、国家法人説的（とにかくも選挙によって代表者が選ばれたことをもって満足する）に理解するものといわざるを得ない。

だが、44条には、受託者に有利な選挙制度を封じ込める意味がある。これは、憲法の信託的構成の重要な要素に他ならない。憲法前文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し（We, the Japanese people, acting through our duly elected representatives in the National Diet）」と定めていることに思いを致すべきである。「正当な選挙」は「適法な選挙」でも「有効な選挙」でもない。信託に値する選挙が求められている。

選挙とは、主権者である国民が、自分の一票をもって代表者を選び、信を託すことである。したがって、「固有の権利」としての公務員選定罷免権を行使する際、国民の権利の間に影響力の差があってはならない。言い換えると、ある者が行使する権利を犠牲にして、他の者の権利の影響力を高めるようなことがあってはならない。あらゆる有権者の一票はまったく等しい価値をもつものでなければならない。これは「信託」から憲法を理解する上での最低条件である。「全国民の代表」（よしんばこれを擬制と考えても）を選ぶ選挙に影響力の較差があってはよいはずはない。

また、「全国民の代表」と呼ぶに値する選挙は、選挙区や地域の利益を反映させないような選挙である。選挙区民と候補者の特別な関係を認めない選挙が求められる。代表の名を借りた自己利益の追求は「信託」からは否定される。

たとえ、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」（47条）であるとしても、そのことが公務員選定罷免権の影響力に差異をもたせることまで正当化できるわけではない※22。権利の間に影響力の違いがあるならば、信任行為に瑕疵があると考えざるを得ない。ゲリマンダリングや自己に有利な選挙区の設定はいうまでもなく、代表者の既得権益を保持するような選挙制度は、日本国憲法の前提である「信託」に背を向けるものである。

## まとめ

日本国憲法は信託文書である。信託として日本国憲法を読むことは、国家法人説的に日本国憲法を読むことの対極にある。松下圭一は、次のように述べている。

「国家法人説と政府信託論のちがいをたとえていいますと、普通銀行と信託銀行のちがいに似ています。わたしたちの預金を、普通銀行は法人として勝手につかえるのですが、信託銀行は私たちの指定した特定の信託目的以外に自由に使えません・・・国家法

日本国憲法が信託として描いた国家のかたちは、松下のこの説示に言い尽くされている。国家先にありき、立法裁量先にありきの発想は、主客転倒の議論といわざるを得ない。憲法の基本的な構成原理が大きく転換されたにもかかわらず、戦後の憲法学は相変わらず国家法人説に寄った解釈を続けてきたのである。

では、信託行為としての日本国憲法において裁判所に求められるのは何か。それは、受託者が委託者の利益を害する行為を排除することである。立法行為による受託者利益の追求を監視することである。つまり、委託者（国民）と受任者（代表）の関係の健全化にある。選挙についていえば、malaportinmentを排除し、是正すること。一人ひとりの国民の声が等しく代表選出に活かされるよう、あるいはあらゆる有権者の一票がまったく等しい影響力をもつよう、立法院を監視すること以外にない。

※1 拙稿「信託行為としての日本国憲法」法学新報127巻5・6号433頁（2021年）。

※2 しかし、この問題にいち早く気づいていたのは、政治学者の松下圭一であった。松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』（岩波書店・1987年）13頁。

※3 The constitution of Virginia Section 2..

That all power is vested in, and consequently derived from, the people, that magistrates are their trustees and servants, and at all times amenable to them

※4 ちなみに、国家の形成におけるジョン・ロックの立場は、二段階理論であった。自然状態から国家を作る際、人々は契約（社会契約）を結ぶ。その契約によって作られた社会において統治機構を作るために、人々は政府に信託を行うという論理である。

※5 Ethan J.Leib and Handelsman Shugerman,Fiduciary Constitutionalism:Implications for Self-Pardons and Non-Delegation 17 Geo.J.L.Pub.Pol.463(2019)[hereinafter cited as Fiduciary Constitutionalism] ; EthanJ.Leib,Three Modalities of (Originalist) Fiduciary Constitutionalism, 63 Am. J. L. Hist. 181 (2023);Gray Lawson and Guy Seidman,A Great Power of Attorney Understanding the Fiduciary Constitutin(2017).そのきっかけとなったのは、Robert G. Natelson, Judicial Review of Special Interest Spending: The General Welfare Clause and the Fiduciary Law of the Founders, 11 TEX. REV. L. & POL. 239 (2007); Robert G. Natelson, The Constitution and the Public Trust. 52 BUFF. L. REV. 1077 (2004) [hereinafter cited as Natelson PublicTrust]の論稿であった。

※6 N.W.Barber,The Principles of Constitutionalism,(2018)160.

※7 憲法解釈は、まず条文に則し、条文が書いてあることとないことを明確化し、書いてあることを無視あるいは軽視しない姿勢が求められる。その点で、憲法41条が国会を国権の最高機関と規定しているにもかかわらず、明確な条文がないにもかかわらず、権力の分立による立法、行政、司法権限の対等な関係を措定し、最高機関性を希薄化させた解釈の姿勢は憲法解釈としては眉をひそめざるを得ない。実定化された条文を無視し、あるいは条文の外からの理論を優先させて統治に関する解釈問題に答えを出そうとした憲法理論は正しかったのだろうか。憲法前文に「信託」とあるにもかかわらず、これを無視した憲法理論は憲法解釈論としても些か疑問であったといわざるを得ない。

※8 拙稿「信託行為としての日本国憲法」法学新報127巻5・6号（2021年）433頁は、このような試みの一つである。なお、信託の観点から日本国憲法を解釈するとどうなるかについては、拙著『日本国憲法を学ぶ（第4版）』（2026年10月刊行予定）で試みている。

※9 新井誠『信託法【第四版】』（有斐閣・2014年）3頁など参照。

※10 佐藤功『憲法(上)（新版）』（有斐閣・1983年）11頁。

※11 憲法前文に法的な意味があることについて学説での異論はない。ただ、前文の抽象的な理念が具体的な裁判での主張を裏付けるかについては、これを消極的に解する「と一般には解されている」(芦部信喜・高橋和之補訂『憲法(第8版)』)。前文に裁判規範性を認めるかどうかは、具体的な事例においてどのような主張を行うかに左右されるであろうから、これを頭から否定することはできない。このことから、芦部もまた「一般に破壊されている」という含みをもたせた表現に留めているのではないだろうか。ただし、前文の文言が裁判規範になるかどうかはともかくとして、前文それ自体は法的な意味があるから(単なる政治的文書ではない)、憲法に定める各条文の解釈指針となり、あるいは憲法が定める統治のしくみの配電盤としての役割を演じることは否定しようがない。

※12 樋口範雄『入門信託と信託法 第2版』(弘文堂・2014年)17頁。英国では「信託」は契約ではない。つまり、信託から生じる義務は契約上の義務ではない。

※13 ただし、公法上の信託(public trust)がいかなる要因によって生じるかについては、①信託証書としての憲法による、②委託-受託の関係があるところでは当然に生じる、③私法上の信託の類推として考える、という3つの説明がある。Lieb and Shugerman, Fiduciary Constitutionalism at 485.

※14 Natelson Public Trust, at 1088.

※15 例えば、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第8版』(岩波書店・2023)316頁。

※16 先後の指導的憲法学説は、すべからず目的論的解釈を採っていた。あらかじめ決まっていた結論に向けて、条文を解釈し、結論を導くために障害となる条文の法的意味を否定し、条文の外にある論理(比較法的な研究を含む)によって、とにかく解釈者の結論を正当化する姿勢が支配的であった。はたしてこの解釈は妥当であったのだろうか。国民と代表や国家機関との間で唯一共有できるTextが成文憲法である。Textualistにはさまざまなバリエーションがあるが、まずは条文から出発するという点で、私はTextualistであるのかもしれない。まずは、憲法に書かれてあること(条文)から出発し、憲法の構造を見て、それでも結論が得られないなら歴史を参照する。Morgan Marietta, A Citizen's Guide to the Constitution and the Supreme Court, Constitutional Conflict in American Politics(2014) at 96.

※17 内田義彦『社会認識の歩み』(岩波新書・1971年)105頁。deliberationとは自分が自由(liberty)であることを離れ(de-)、自分自身の欲望から距離を置いて物事を考えることを意味する(熟議)。

※18 Ethan Leib and Handelman Shugerman Fiduciary Constitutionalism 477.

※19 ジョン・ロック『統治二論』464頁。

※20 同586頁。

※21 佐藤功『日本国憲法概説 第5版』(学陽書房・1996年)309頁。ただし、佐藤は、前文に掲げられている「信託」に特段の重きを置いた解釈をし佐藤は、前文に掲げられている「信託」に特段の重きを置いた解釈をしていてはいいことも手伝って、15条1項、2項が選挙権にかかわる立法裁量をコントロールする概念であるところまで認めていたわけではない。つまり、公務員選定罷免権と信託を結びつけた解釈をしながら、具体的な立法行為に結びつけない解釈を施したというべきである。前文の信託に日本国憲法全体を貫く統治の基本原則を読み取り、個々の条文の解釈指針を示したものと読む立場からすれば、佐藤功の解釈を一步進め、選挙制度にかかわる立法裁量には枠があると考え、本稿のような立場が導き出される。

※22 Philip Pettit, On the People's Terms, A Republican Theory and Model of Democracy, 153(2012). ペティットは、人々が政治への統制(コントロール)を行うためには、意思決定に参加しているだけでは足りず、決定の結果に等しい影響力を行使できるものでなくてはならないと述べている。影響力(の平等)こそが物事に対する当事者であることを担保すると述べている。



◆橋本基弘(はしもと もとひろ)さんのプロフィール

徳島県出身。中央大学副学長

現在の研究・活動分野は、憲法における個人と団体の位置付け、現代社会と情報の自由、条例制定権をめぐる諸問題など。

主な著作に、『近代憲法における団体と個人』（不磨書房・信山社）、『ブチゼミ憲法1（人権）』（法学書院）、『よくわかる地方自治法』（共著、ミネルヴァ書房）、『憲法の基礎』（北樹出版）、『国家公務員法の解説』（共著、一橋出版）、『表現の自由 理論と解釈』（中央大学出版部）、『日本国憲法を学ぶ第3版』（中央経済社）、『表現規制と違憲審査の法理』（中央経済社）などがある。

[# 選挙制度・一人一票](#) [# おすすめ](#) [# 日本国憲法前文](#) [# 信託](#)

ポスト

シェアする

[⏪ 前のページに戻る](#)

法学館

[オピニオン](#)

[憲法関連トピックス](#)

[Law Journal](#)

憲法研究所

Mail : [info★jicl.jp](mailto:info★jicl.jp)

※メールを送る際は、「★」を「@」に変えて、お送りください。



注目ニュース

第2次高市内閣

イラン情勢

エプスタイン疑惑

時事ドットコムニュース > 国際 > 相互関税、違憲判決 米最高裁「大統領に権限なし」徴収終了—全世界10%関税、24日発動・トランプ氏

× f B! コメント 後で読む 小 中 大

# 相互関税、違憲判決 米最高裁「大統領に権限なし」徴収終了—全世界10%関税、24日発動・トランプ氏

時事通信 外経部

2026年02月21日19時42分 配信



20日、米ワシントンで記者会見するトランプ大統領 (AFP時事)



【ワシントン時事】米連邦最高裁は20日、貿易相手国・地域に対する相互関税を違憲と判断し、国際緊急経済権限法（IEEPA）は「大統領に関税を課す権限を与えていない」と断じた。トランプ大統領は相互関税などの徴収を終了する大統領令に署名。代替手段として、全世界に対する10%の追加関税を24日に発動することで、政権への打撃の緩和を図った。

貿易合意順守、全ての国に呼び掛け 最高裁判決で一米財務長官

トランプ氏は記者会見で、敗訴確定の判決について「非常に残念だ」と強調。最高裁に対し「この国の恥だ。憲法に忠実ではない」と非難した。

判決は9人の判事のうち6人の多数意見。憲法は関税を課す権限を議会に与えており、大統領の権限を越えていると判断した。「憲法上、大統領が関税を課すための明確な議会の権限を特定しなければならない」と説明。IEEPAには「関税」の文言はなく、「輸出入の制限」との権限では関税賦課には「不十分だ」と指弾した。

トランプ氏は相互関税の代わりに、通商法122条に基づき世界一律10%の関税を課す布告に署名した。日本に対する15%の相互関税の適用はなくなり、新たな10%が課される。国際収支の悪化を理由に150日間の措置を認める規定で、事前調査は不要。24日午前0時1分（日本時間同日午後2時1分）に発動する。牛肉など一部農産物や医薬品といった品目は対象外とした。

122条の関税で時間を稼ぐ一方、さらなる関税措置の導入に向けて通商法301条に基づく調査も命じた。主要貿易相手国を対象とし、中国やブラジルを名指して不公正な通商慣行の是正を求めた。

プロが読む株価の行方



【更新】第57回のクイズはこちら



トランプ米新政権 最新ニュース



ピックアップ

- 相互関税に違憲判決
- 坂本が銀有終の美
- エースの頬を伝う涙
- りくりゅう金メダル
- 五輪会場を犬が疾走
- 首相指名5人が造反
- 世界で最も強力な女性
- 王位継承権剥奪を検討
- 国民の落選候補、逮捕
- 自民圧勝は私のおかげ
- 内閣支持率63.8%
- 「五輪の呪いが…」

最高裁判決は既に徴収した関税の還付については触れなかった。米税関・国境警備局によると、訴訟に関連した関税徴収額は昨年12月14日時点で約1330億ドル（約21兆円）。トランプ氏は返還に関して「全く議論していない」とした上で「今後5年間は法廷闘争を続けることになる」と語った。

IEEPAを根拠にした関税は相互関税に加え、合成麻薬「フェンタニル」の米国流入を理由とした中国、カナダ、メキシコへの関税で、米政権は速やかに徴収をやめる。通商拡大法232条に基づく自動車や鉄鋼・アルミニウムへの関税は継続する。

トランプ氏は既に締結した各国との貿易合意について、「多くは残る」と語り、一部が変更される可能性を示唆した。昨年には、最高裁で敗訴した場合、日本などとの間で結んだ合意を「解消しなければならないだろう」と述べていた。

#IEEPA   国際   トランプ米政権   コメントをする

最終更新: 2026年02月21日19時42分



関連記事

米大統領「敗訴なら合意解消も」 日EUなど、相互関税「違法」で一最高裁に上訴書面提出

「株価が崩壊する日」が流出...。トランプショックを予告した天才も警... [AD]  
好条件も不確実性残る日米関税合意◇自由貿易体制の再建を（オウルズコンサルティンググループシニアフェロー・菅原淳一）

違憲判決は「恥さらし」 米大統領  
【道路維持管理の方へ】点検業務の全体最適化を実現 [AD]

利用規約を遵守の上、ご投稿ください。

コメントはこちら（最大500文字）

【URLの貼り付けは禁止です。選挙期間中、落選を目的にして候補者に関する虚偽のコメントなどを投稿した場合、法令に違反する恐れがあります】

0/500   名前(任意30文字以内)   コメントを送信

新着順 ▼

no name ID: 599c08

流れが変わる

👍1 🗨️0 返信する Xにポスト 1時間前

>> 続きを表示 (67件)

Powered by ユーザーローカルAIコメント

全てのコメントを見る

時事通信のSNS

アクセスランキング 国際 一覧へ

- 1 相互関税、違憲判決 米最高裁「大統領に権限なし」徴収終了全世界10%関税、24日発動・トランプ氏 68 
- 2 世界一律関税15%に引き上げ トランプ氏、「即時」主張 7 
- 3 貿易合意順守、全ての国に呼び掛け 最高裁判決で一米財務長官 10 
- 4 トランプ離れが加速 関税訴訟・解説 18 
- 5 宇宙人巡り論争過熱 オバマ氏「実在」と発言一米 11 

人気記事 一覧へ




ドル安でも円安 珍現象、新常态か

26年株式市場の行方◆熊野英生



強さではなく弱さ 中国の過剰反応



左派ポピュリズムとは◆斎藤幸平